

伐採及び伐採後の造林の届出書【記載例】

令和4年4月1日

出雲市長 飯塚 俊之 様

伐採する者と伐採後の造林をする者が一緒の場合は、届出人は一人となります。	}	住所	出雲市湖陵町二部1320番地	〔伐採する者(立木を買い受けて伐採する者等)〕
		届出人 氏名	(株)森林組 代表取締役 林野 次郎	
		住所	出雲市今市町70番地	〔伐採後の造林をする者(森林所有者)〕
		届出人 氏名	森林 太郎	

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者のうち **森林 太郎** が所有する立木を伐採するものです。

本人が提出しない場合は、届出者の意思を署名又は記名押印のほか本人への連絡により確認することとなります。

1 森林の所在場所

出雲市佐田町反邊1747番地6
-----------------

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載してください。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

## 伐採計画書

住所 出雲市湖陵町二部1320番地  
届出人 氏名 (株) 森林組  
代表取締役 林野 次郎

### 1 伐採の計画

全ての地番の合計面積を記載してください。

伐採面積	1.50ha (うち人工林1.0ha、天然林0.5ha)		
伐採方法	(主伐) (皆伐) 択伐	間伐	伐採率 100%
作業委託先	-		
伐採樹種	すぎ、ひのき、その他広葉樹		
伐採齢	45 (35~50)		
伐採の期間	令和4年5月1日 ~ 令和4年12月31日		
集材方法	(集材路)・架線・その他 ( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 750m		

間伐・択伐の場合は、伐採する面積・本数に対しての伐採率を算出し、記載してください。

樹齢が異なる場合は、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、( )内は最も低いものと最も高いものの範囲を記載してください。

伐採の開始日は、届出日以降30日~90日となります。

### 2 備考

伐採面積が1ha以上の場合に、集材路を整備される時などは、林地開発行為に該当する場合があります。ご不明な場合は、相談してください。

### 注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

### 造林計画書

間伐の場合は、伐採後の造林の計画は不要です。

住所 出雲市今市町70番地  
届出人 氏名 森林 太郎

伐採面積と同じになります。

#### 1 伐採後の造林の計画

##### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	1.5 ha
人工造林による面積 (A+B)	1.5 ha
植栽による面積 (A)	1.5 ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし

##### (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	令和5年1月1日 ～ 令和5年6月30日	すぎ ひのき	0.5 ha 1.0 ha	1,500 本 3,000 本	△△森林組合	防護柵の 設置
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	—	—	—	—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	—	—	—	—

##### (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

用途記載欄

#### 2 備考

備考欄

天然更新の場合は、人工造林と同様に記載してください。

- ・「天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)」の造林期間は、伐採が終了した翌年度から起算して5年を超えない期間
- ・「5年後において的確な更新がなされていない場合」の造林期間は、伐採が終了した翌年度から起算して7年を超えない期間としてください。

詳細は、お問い合わせください。

伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途及び時期を記載してください。

## 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。